

新潟市水道局企業職員の分限及び懲戒に関する審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第4号

新潟市水道局企業職員の分限及び懲戒に関する審査会規程の一部を改正する規程
新潟市水道局企業職員の分限及び懲戒に関する審査会規程（昭和43年新潟市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第1項第3号」を「第28条第1項」に改める。

第9条中「この規則」を「この規程」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。